第１編　総則

第１章　計画作成の趣旨

第１節　計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、舟形町の地域における大規模な災害に対処するため、阪神・淡路大震災や東日本大震災等の教訓等を踏まえ、舟形町防災会議が作成する計画であり、町・県及び防災関係機関や公共団体その他住民がその有する全機能を発揮し、町の地域における防災に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に至る一連の防災活動を迅速かつ適切に実施することにより、町の地域及び住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、積極的に災害の拡大防止と被害の軽減に努め、郷土の保全と住民福祉の確立を図ることを目的とする。

※　舟形町防災会議条例（資料・様式編　1-1)、舟形町災害対策本部条例（資料・様式編　1-3）

第２節　用語の意義

本計画において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの当該各号の定めるところによる。

①	基本法	災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）をいう。
②	救助法	災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）をいう。
③	防災計画	舟形町地域防災計画をいう。
④	県計画	山形県地域防災計画をいう。
⑤	県水防計画	山形県水防計画をいう。
⑥	対策本部	舟形町災害対策本部をいう。
⑦	現地本部	舟形町現地災害対策本部をいう。
⑧	本部長	舟形町災害対策本部長をいう。
⑨	水防本部長	舟形町水防本部長をいう。
⑩	その他の用語については県計画及び基本法の例による。	

第３節　計画の性格

１　計画の性格

この計画は、町の地域における災害対策に関して、総合的かつ基本的な性格をもつものである。従って基本法第 41 条に掲げる防災に関する計画（水防法に基づく水防計画等）又は県計画に抵触するものであってはならない。

２　計画の内容

（１）町の地域に係わる防災に関し、町の全域又は一部を管轄する町の機関、山形県の行政機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱

（２）町の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の防災予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報及び警報の発令及び伝達、避難、消防、水防、救難、救助、衛生、その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画

（３）（２）に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送及び通信等に関する計画

（４）その他町の地域に係る防災に関し、舟形町防災会議が必要と認める事項

３　山形県強靱化計画・舟形町国土強靱化地域計画の目標を踏まえた計画

国土強靱化基本法（強くしなやかな国民生活を実現するための防災・減災等に資する国土強靱化基本法）第 13 条の規定により策定された「事前防災及び減災等のための山形県強靱化計画（令和３年３月改定）」及び「舟形町国土強靱化地域計画（令和２年２月策定）」は、国土強靱化の観点から県及び町における様々な分野の計画等の指針となる、いわゆる「アンブレラ計画」としての性格を有している。

このため、本計画の国土強靱化に関する部分は、「事前防災及び減災等のための山形県強靱化計画」及び「舟形町国土強靱化地域計画」を指針とし、同計画の基本目標である次の事項を踏まえる。

（１）人命の保護が最大限図られること。

（２）町（県）及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。

（３）町民（県民）の財産及び公共施設に係る被害の最小化

（４）迅速な復旧・復興

第４節　計画の構成

この計画の構成は次のとおりである。

□計画の構成

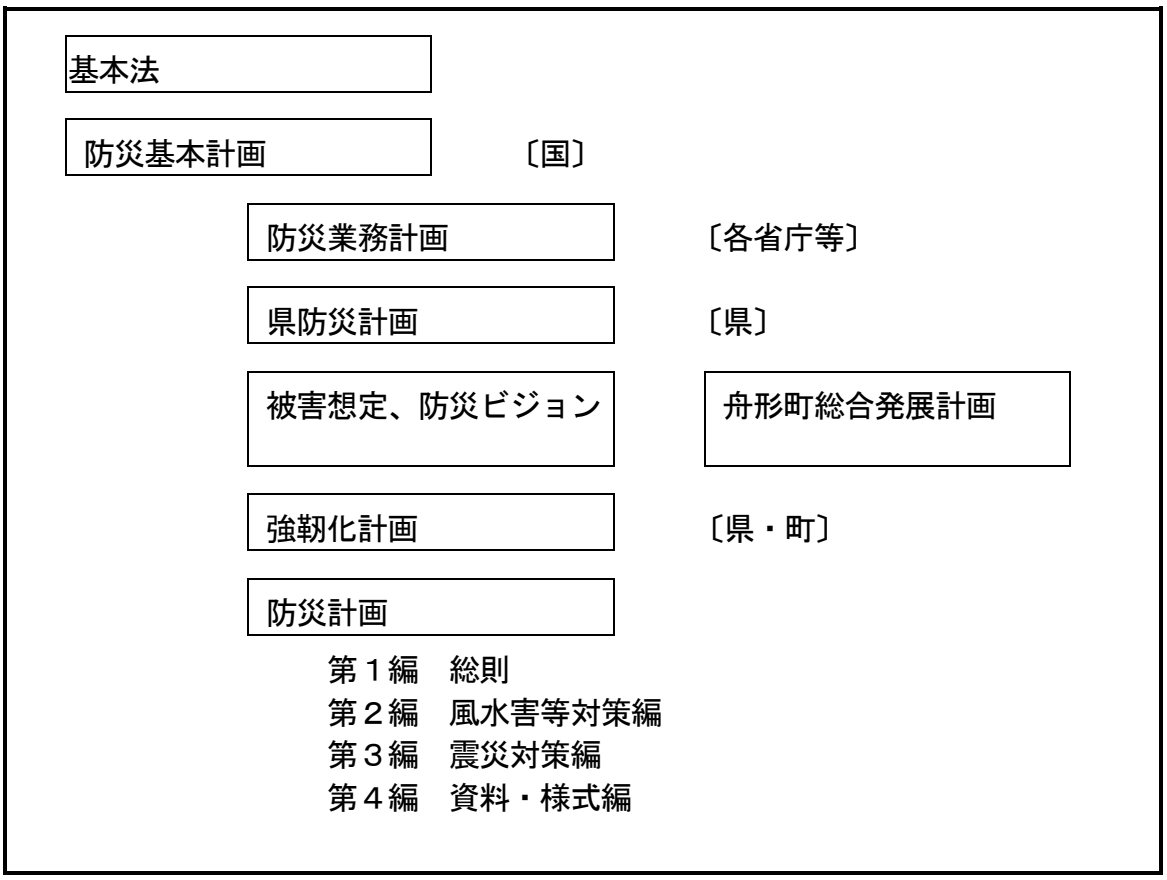

第５節　計画の修正

本計画は、基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認められるときは、速やかにこれを修正する。

第６節　計画の習熟

町をはじめとする防災関係機関にとっては、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害発生後の初動時における行動は重要である。

このため、平素から所属職員における災害時の役割等を踏まえた実践的な教育、訓練を実施するとともに、不断の危機管理や防災に関する調査・研究を行い、この計画の習熟等に努め、災害への対応能力を高めるものとする。

また、本計画においては、「自らの身の安全は、自らが守る」という理念にたち、住民、事業所等の役割も明示しており、住民参加の防災訓練の実施などにより、計画の習熟に努める。

第２章　舟形町の概況

第１節　自然的条件

１　位置及び地勢

本町は、最上郡の南端中央部に位置し、南北に狭く東西に長い形状を呈し総面積119.04㎢を有する。

地勢は、東部の奥羽、南西部の出羽両山系に囲まれた中山間地帯で、耕地及び集落は、最上川に注ぐ最上小国川及び松橋川流域に形成されている。

２　気候

本町は全国有数の豪雪地帯であり、11 月から４月上旬の冬期は雪に埋もれる。夏期は、内陸性気象であり、蒸し暑い日々が続くものの、初秋に入ると北太平洋側から冷涼な気流が流れ込み、水稲など農作物の早冷による被害をもたらす。さらに、梅雨末期においては、奥羽、葉山両系に集中豪雨が有る場合が多く、河川の洪水、山崩れ、がけ崩れ、地すべりなどの災害が発生しやすく厳しい気象条件下にある。

第２節　社会的条件

１　人口

令和２年の国勢調査によると、舟形町の人口は、平成７年以降減少傾向で推移し、令和２年が 5,007 人となっており、平成７年の 7,546 人と比べ、33.6%減少している。

年齢別に人口をみると、幼年人口と生産年齢人口が減少傾向で推移し、高齢者人口は増加傾向で推移しており、少子化及び高齢化が進んでいる。

世帯数は令和２年が 1,580 世帯となっており、平成７年の 1,739 世帯と比べ、9.1%減少している。１世帯あたりの人口は、令和２年が 3.17 人、平成７年が 4.34 人で、全国的な少子化に相応し世帯人員が減少しているものの、核家族化の進むなか本町においては核家族化の進行が遅いことがうかがえる。

人口及び世帯数の推移（各年 10 月１日）

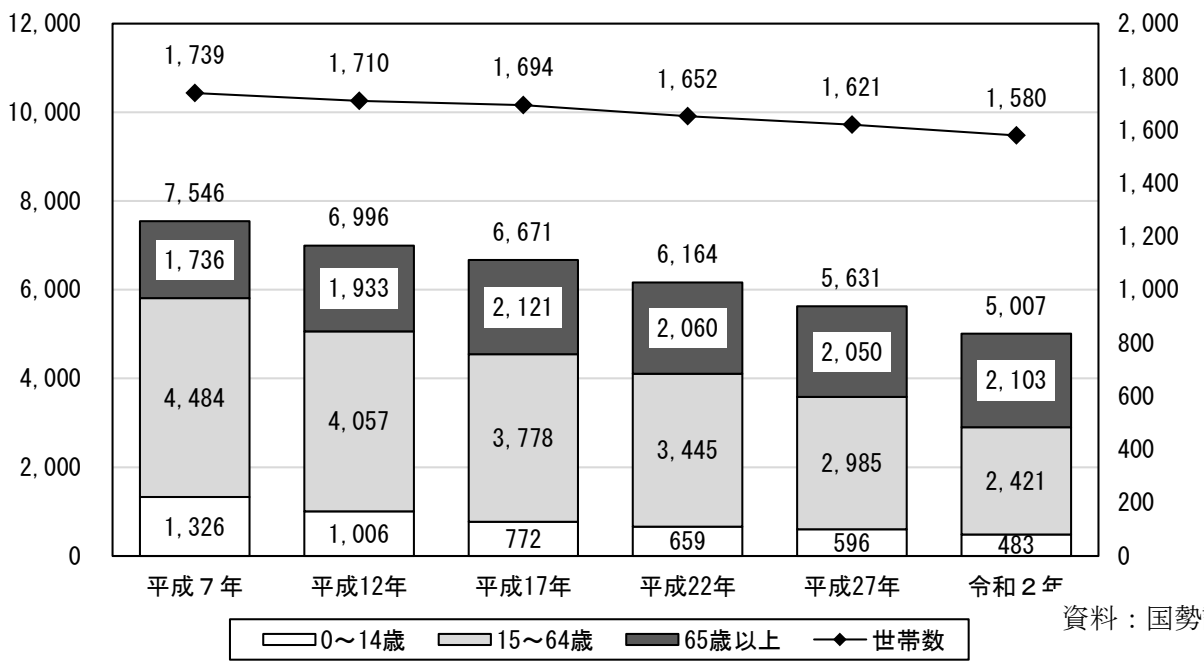

資料：国勢調査

２　産業構造

令和２年の国勢調査によると、就業人口は 2,444 人となっており、平成７年以降減少傾向にある。

産業別でみると、第１次産業が平成７年の 655 人(18.3%)から平成 12 年 495 人(15.0%)まで減少傾向にあるが、平成 17 年の 538 人（17.3%)、平成 22 年の 519 人（18.1%)、平成 27 年の 520 人（19.1%）と割合は増加傾向にある。令和２年は 468 人と人数は減少したものの、総数に対する割合は 19.2%と微増している。

第２次産業は、平成７年の 1,518 人（42.6%）から令和２年の 682 人（28.0%）と減少傾向にある。

第３次産業は、平成７年の 1,387 人（39.1%）から令和２年の 1,284 人（52.8%）と、総数に対する割合は増加傾向にあり就業人口の半数を超えている。

産業別就業人口の推移（各年10月１日）

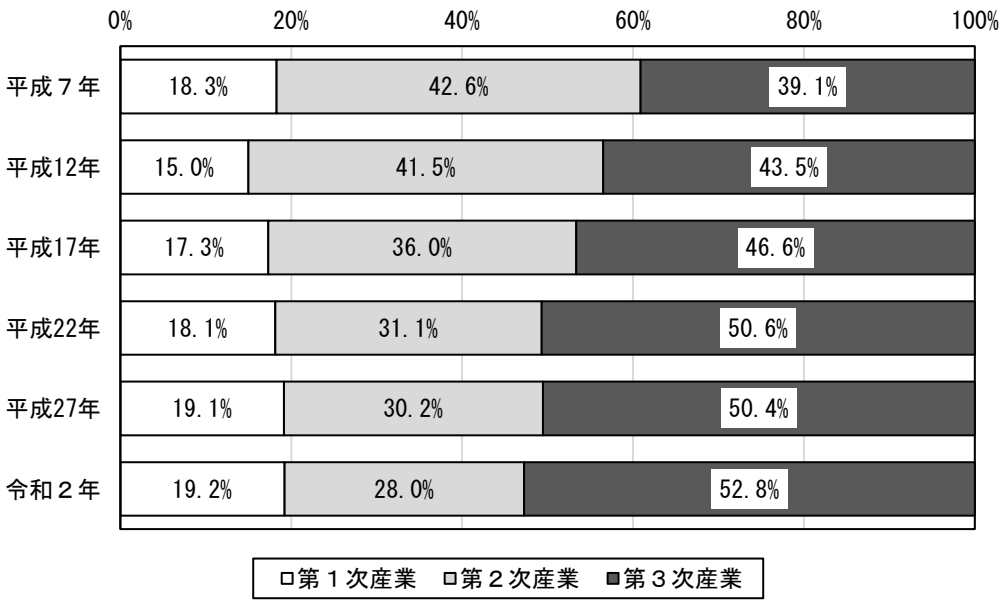

※「分類不能の産業」を除いているため、合計が100%にならない年がある。

資料：国勢調査

３　土地利用

本町の土地利用現況は、以下に示すとおりで、最上川や最上小国川沿岸を中心に水田が広がっており、都市的土地利用としては、舟形駅周辺を中心に市街地が形成されている。そのほかは森林の利用が大部分を占めている。

土地利用現況図

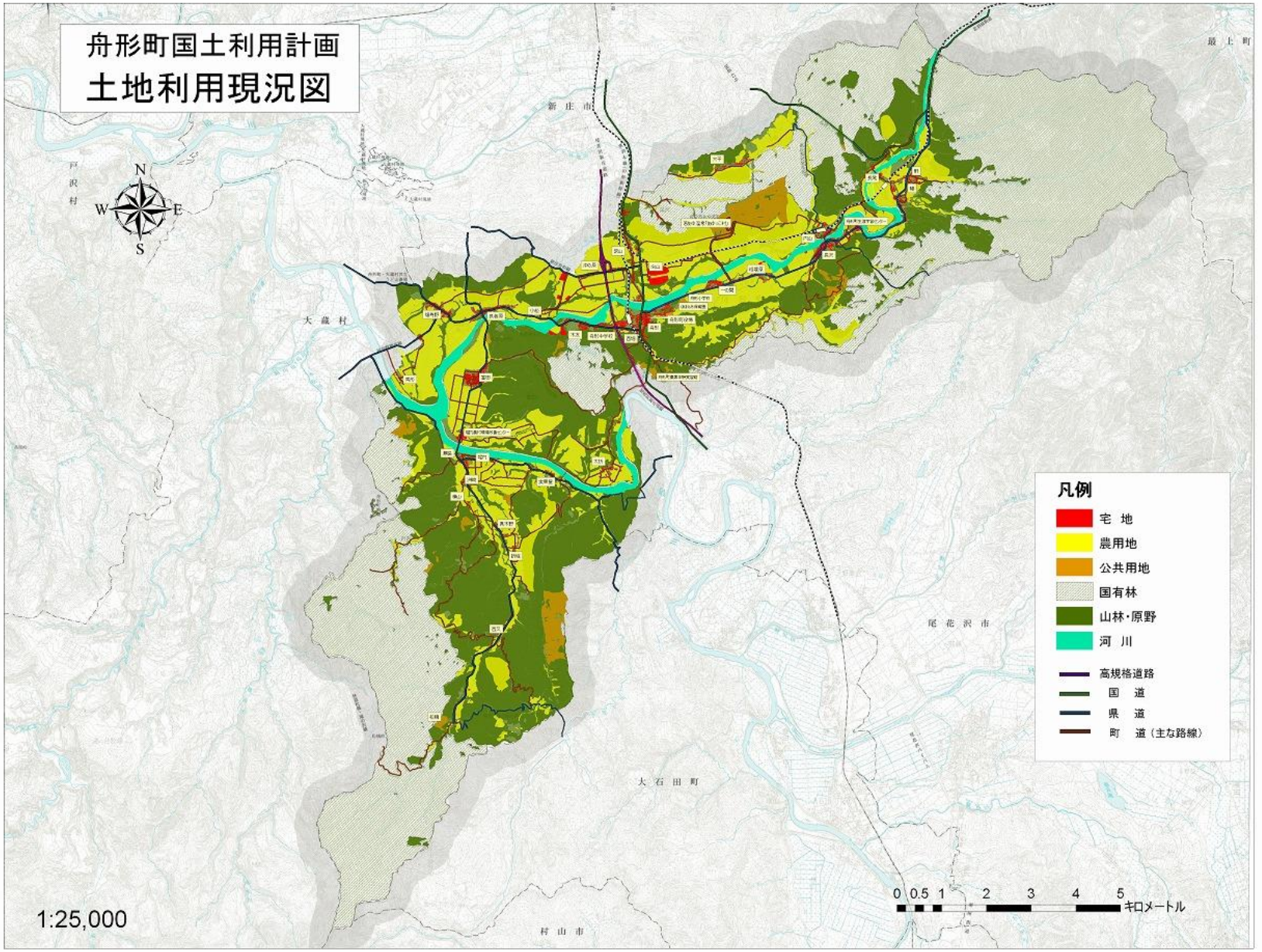
舟形町国土利用計画
土地利用現況図
N
W
E
S
新庄市
最上町
阿沢村
大蔵村
尾花沢市
大石田町
村山市
凡例
宅地
農用地
公共用地
国有林
山林・原野
河川
高規格道路
国道
県道
町道（主な路線）
0 0.5 1 2 3 4 5
キロメートル
1:25,000

４　交通網

本町の道路網については、南北に走る国道 13 号及び高規格道路が隣接する新庄市の市街地へ通じているほか、長沢地区から新庄市へ通じる亀割バイパス（国道 47 号）が完成し、舟形地区内の交通渋滞が大幅に緩和された。また、東西を走る主要地方道（県道）舟形大蔵線と新庄舟形線は、大蔵村及び最上町とを結んでいる。その他、堀内地区を県道主要地方道（県道）新庄次年子村山線、大石田畑線が通っている。最上地方の中心である新庄市まで車で 10 分の距離にあり、道路網は比較的整備された状況にある。

鉄道網については、ＪＲの３駅、舟形駅（奥羽本線）、長沢駅（陸羽東線）、東長沢駅（陸羽東線）を有している。

第３章　舟形町の災害履歴

舟形町は、山林の占める割合が高く、人々の生活の場は、最上川及び最上小国川流域を中心に営まれている。そのため記録に残っている災害は水害が大部分であるが、地震災害や土砂災害についても十分な注意を払う必要がある。

第１節　水害

舟形町は水害の常習地であり、主な水害は昭和 49 年８月「東北地方中部の大雨」と昭和 50 年の集中豪雨による水害が大きな被害をもたらしている。

また、近年では平成 28 年８月「台風９号」や平成 30 年８月の大雨により床下浸水はじめ大きな被害をもたらしている。

第２節　土砂災害

舟形町の主な土砂災害の記録は過去に５件有り、融雪期に４件、梅雨期に１件である。これに加えて、近年では平成 28 年８月「台風９号」や平成 30 年８月の大雨でも土砂災害が発生した。

第３節　地震災害

現在までに舟形町内で発生した大規模な地震（震源地）は記録されていない。また、県内の主な地震については次のとおりである。なお、直近では、2019 年６月 18 日に山形県沖を震源とする地震（マグニチュード 6.7）が発生し、観測史上初めて山形県内で震度６弱の揺れを記録した。

地震発生の状況

圏域	震源地	発生年月日	マグニチュード	備考
10・20㎞圏内	発生なし			
50㎞圏内	湯殿山付近	1706.1.19	5.0	
	山形県酒田市	1780.7.20	6.5	
	庄内平野	1894.10.22	7.0	
	山形県村山地方	1944.12.7	5.5	
	山形県庄内地方	1972.8.20	5.3	
	宮城県北部	1976.7.5	4.9	
その他	山形県沖	2019.6.18	6.7	

出典：新編日本地震被害総覧、気象庁

山形県の活断層位置図

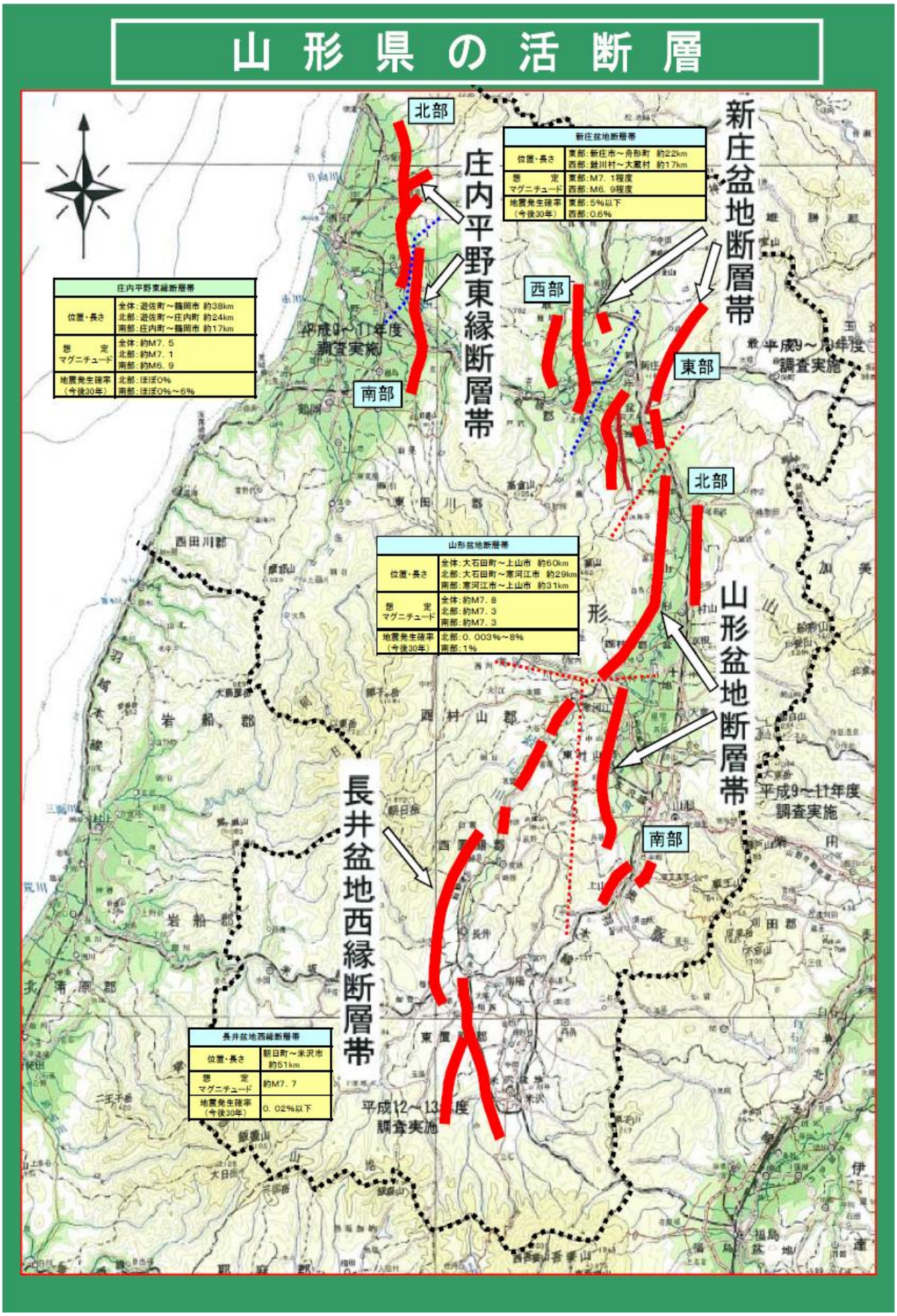
山形県の活断層
北部
庄内平野東縁断層帯
南部
西部
新庄盆地断層帯
東部
北部
山形盆地断層帯
南部
長井盆地西縁断層帯
庄内平野東縁断層帯
位置・長さ
全体：遊佐町～鶴岡市 約38km
北部：遊佐町～庄内町 約24km
南部：庄内町～鶴岡市 約17km
想定マグニチュード
全体：約M7．5
北部：約M7．1
南部：約M6．9
地震発生確率（今後30年）
北部：ほぼ0%
南部：ほぼ0%～6%
平成9～11年度調査実施
新庄盆地断層帯
位置・長さ
東部：新庄市～舟形町 約22km
西部：鮭川村～大蔵村 約17km
想定マグニチュード
東部：M7．1程度
西部：M6．9程度
地震発生確率（今後30年）
東部：5%以下
西部：0.6%
平成9～11年度調査実施
山形盆地断層帯
位置・長さ
全体：大石田町～上山市 約60km
北部：大石田町～寒河江市 約29km
南部：寒河江市～上山市 約31km
想定マグニチュード
全体：約M7．8
北部：約M7．3
南部：約M7．3
地震発生確率（今後30年）
北部：0．003%～8%
南部：1%
平成9～11年度調査実施
長井盆地西縁断層帯
位置・長さ
朝日町～米沢市 約51km
想定マグニチュード
約M7．7
地震発生確率（今後30年）
0．02%以下
平成12～13年度調査実施

第４章　計画の前提となる災害の想定

本町は、豪雪による住民の生活や経済、地域産業に大きな障害がみられる。また、梅雨時期には奥羽山脈、葉山山系に集中豪雨が多く、中小河川の洪水や土砂崩れの災害の危険性が高い。さらに、夏期は内陸性の盆地的気象であり、蒸し暑く、初秋にはやませによる農作物への被害の危険性がある。このような厳しい自然環境のため、風水害対策、土砂災害対策、雪霜対策は重要である。

また、地震については、町を中心とする10㎞圏内では８件、20㎞圏内では10件の活断層が確認されている。仮にこれらの活断層により大規模な地震が発生した場合、本町においてもかなりの被害を被ることが想定される。

こうした状況と過去の災害を踏まえると、舟形町において起こりうる災害は、次の様なものが想定される。

● 自然現象に基づく災害
- ① 台風、集中豪雨等による災害
- ② 地すべり、がけ崩れ等による災害
- ③ 雪害、冷害等による災害
- ④ 内陸直下型地震による災害
- ⑤ 竜巻、突風による災害
- ⑥ 火山災害
- ⑦ その他

● 人為的原因に基づく災害
- ① 火事による災害
- ② 道路交通による交通災害
- ③ 危険物の流出、爆発による災害
- ④ 鉄道事故災害
- ⑤ 航空機事故災害
- ⑥ 原子力事故災害
- ⑦ その他死傷者が集団的に発生する災害

※　危険区域資料（資料・様式編　２）

第１節　風水害に関する危険性

水害危険性（浸水災害、内水災害）が大きい区域は、最上小国川沿いの低地部及び最上小国川支流の九郎沢川・長沢目川・大平川・舟形川・平沢川沿いの谷底平野、並びに最上川支流の松橋川・堀内川・実栗屋川沿いの谷底平野である。

これらのうち、最上小国川沿いの低地部はこれまでの洪水を受けているが、浸水災害の危険性はかなり低減していると考えられる。

水害の危険性が考えられる区域は、長尾公民館（長沢 673－３）周辺及び内山公民館（長沢 2721－９）周辺など、最上小国川沿いの現河床からの比高５ｍ前後の段丘平坦面で、増水した場合に浸水災害が考えられる。

第２節　土砂災害に関する危険性

土砂災害の危険性が大きいと考えられる区域は、地すべり危険箇所及び地すべり地形、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流であり、最上小国川、最上川及びその支流に多く分布している。

土砂災害の危険性が考えられる区域は、崖錐（がいすい）、麓屑（ろくせつ）面及び雪崩危険箇所である。

崖錐（がいすい）、麓屑（ろくせつ）面は、斜面上方から落下した土砂及び岩屑が緩く堆積した物質から構成されている。そのために豪雨時等は崩壊の危険性が生じる。また雪崩危険箇所は地形的に急傾斜でかつ植生に乏しい傾向にあり、斜面安定の面でも不安定な区域といえる。

林野庁及び農林水産省構造改善局所管の土砂災害危険区域も、土砂災害の危険性がある区域であるが、社会生活との関連性がやや低いことなどから、土砂災害危険箇所分布図には図示していないが、豪雨時は危険な箇所であることは認識しておく必要がある。特に福寿野集落背後の福寿湖西方の丘陵地は、崩壊土砂流出危険区域（林野庁所管）にあげられており、大雨時には注意を要する。

また、これらの危険箇所の中から、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として県が指定している。

第３節　地震被害想定

１　被害想定調査の実施

平成７年１月 17 日に発生した阪神・淡路大震災や平成 23 年３月 11 日に発生した東日本大震災は、これまでの想定を超える大きな被害をもたらし、このような地震が日本各地で発生する可能性のあることを示した。

防災計画を阪神・淡路大震災を引き起こした内陸型地震や東日本大震災において発生した津波や原子力災害にも有効に機能するようにすることは重要な課題であり、そのためには、このような大規模地震が県内に発生した場合の被害を想定することが必要である。

これまで県では、平成８年度及び平成９年度の２年度にわたって、山形県地震対策基礎調査（被害想定調査）を実施した。また、平成 14 年には国の地震調査研究推進本部地震調査委員会（以下「地震調査委員会」という。）より「山形盆地断層帯の長期評価」が公表され、村山地方においてマグニチュード 7.8 の地震発生の可能性があることが指摘されたことを受け、山形盆地断層帯の被害想定調査を実施した。

さらに、平成 17 年に「長井盆地西縁断層帯及び庄内平野東縁断層帯の長期評価」が公表され、庄内地方においてマグニチュード 7.5、置賜地方においてマグニチュード 7.7 の地震発生の可能性があることの指摘がされたことから、両断層帯の被害想定調査を実施した。

２　被害想定の考え方

（１）地震規模の設定

①　山形県地震対策基礎調査（平成８～９年度実施）

防災計画を阪神・淡路大震災を引き起こした兵庫県南部地震クラスの内陸型地震にも有効に機能するための基礎資料を得るという趣旨から、マグニチュード７クラスの内陸型地震を想定した。また、日本海中部地震クラスの海洋型地震にも対応できるよ

う、これに相当する地震も想定した。

② 山形盆地断層帯被害想定調査（平成 14 年度実施）

地震調査委員会が公表した「山形盆地断層帯の長期評価」と同様のマグニチュード 7.8 の地震を想定した。

③ 長井盆地西縁断層帯被害想定調査（平成 17 年度実施）

地震調査委員会が公表した「長井盆地西縁断層帯の長期評価」と同様のマグニチュード 7.7 の地震を想定した。

④ 庄内平野東縁断層帯被害想定調査（平成 17 年度実施）

地震調査委員会が公表した「庄内平野東縁断層帯の長期評価」と同様のマグニチュード 7.5 の地震を想定した。

（２）震源域の設定

内陸型地震のうち村山、置賜、庄内の３地域については、国の地震調査委員会が公表した長期評価の断層帯を震源域とし、最上地域については「新編日本の活断層（東京大学出版会）」における活断層の分布状況等を考慮し震源域を設定した。

また、海洋型地震については、既往の研究により地震空白域との指摘がなされている山形県西方沖（地震調査委員会公表の海溝型地震の長期評価における「日本海東縁部佐渡島北方沖並びに秋田県沖」に相当。以下同じ。）に震源域を設定した。

区　分	震源域	地震規模 (マグニチュード)	起震断層の長さ
内陸型地震	庄内平野東縁断層帯	7.5	38 ㎞
	新庄盆地断層帯	7.0	25 ㎞
	山形盆地断層帯	7.8	60 ㎞
	長井盆地西縁断層帯	7.7	51 ㎞
海洋型地震	山形県西方沖	7.7	100 ㎞

※　新庄盆地断層帯及び山形県西方沖については、平成９年度実施地震対策基礎調査、山形盆地断層帯については、平成 14 年度実施の被害想定調査、長井盆地西縁断層帯及び庄内平野東縁断層帯については平成 17 年度実施の被害想定調査による。

（３）発災ケースの設定

過去の地震の例などによれば、地震発生の季節や時刻によって被害状況が異なってくることが考えられることから、それぞれの想定地震について、在宅の状況、積雪の有無及び火気の使用状況を考慮し、条件の異なる３つのケース（夏季昼間・冬季早朝・冬季夕方）を設定した。

（４）被害想定項目と想定手法

想定項目	想定対象	想定内容	考慮した要因
地震動	全県域	震度、最大地表加速度、最大地表速度	起震断層からの距離、地盤
液状化危険度	平野部、盆地部	液状化危険度	地盤、地震動
土砂災害	急傾斜地、地すべり、土石流、雪崩危険箇所	地震時危険性	平常時の危険度、地震動
建物被害	家屋、事務所、店舗、公共施設など	全壊棟数、半壊棟数	地震動、液状化危険度、構造（木造、ＲＣ造等）、建築

想定項目	想定対象	想定内容	考慮した要因
	（物置・土蔵等は除く。）		年次、屋根の種類・柱の太さ・積雪の有無（地域ブロックごと）
死者、負傷者	建物被害による死傷、地震火災による死傷	死者数、重軽傷者数（病院で手当を受ける程度の負傷）	建物被害、地震火災、発生季節と時刻
避難所生活者	自宅居住困難による避難	避難所に滞在する人数	り災者数 県民防災意識アンケート調査結果
交通機関 （道路・鉄道）	緊急輸送道路、鉄道	通行障害発生の可能性（長期間（１か月）と短期間（数日））	地震動、液状化危険度、橋梁、土砂災害危険箇所
交通機関 （空港・港湾）	空港、港湾	被害発生の可能性	地震動、液状化危険度、耐震対策の実態
河川構造物	河川堤防、ため池、ダム	地震水害発生の危険性	地震動、液状化危険度、耐震対策の実態
ライフライン	上水道、下水道、都市ガス、ＬＰガス、電気、電話	供給停止世帯数	地震動、液状化危険度、架線・埋設管の種類と延長
危険物施設等	石油タンク、高圧ガスタンクなど	地震時の危険性	地震動、液状化危険度、種類ごと施設数

震度分布図

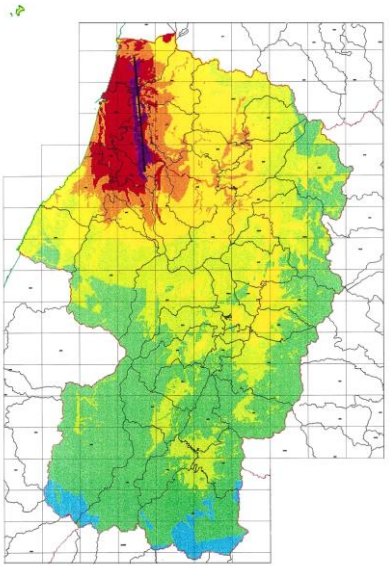

庄内平野東縁地震

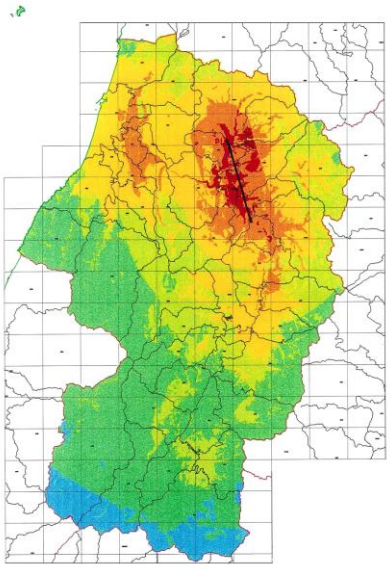

新庄盆地周辺地震

凡　例	
	震度3以下
	震度4
	震度5弱
	震度5強
	震度6弱
	震度6強
	震度7

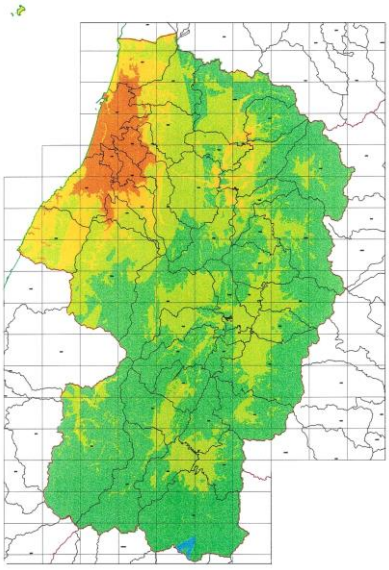

山形県西方沖地震

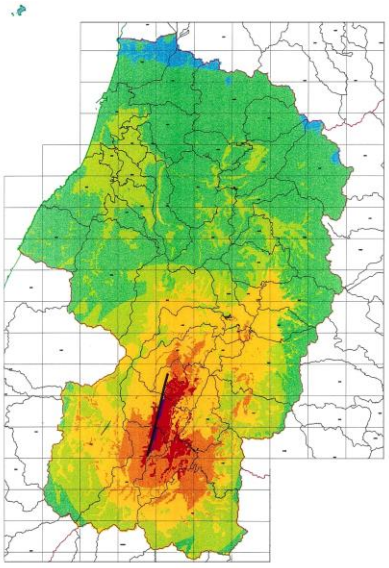

長井盆地西縁地震

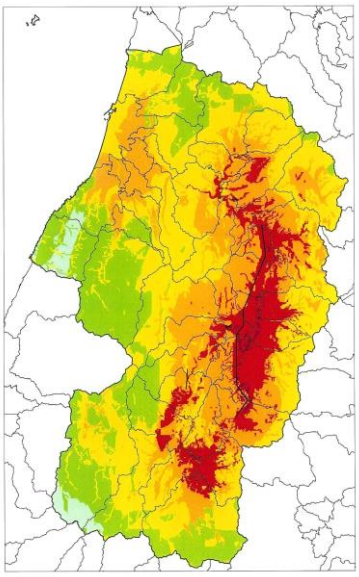

山形盆地断層帯地震

凡　例	
	震度3以下
	震度4
	震度5弱
	震度5強
	震度6弱
	震度6強
	震度7

震度分布

資料：山形県文化環境部(1998)「山形県地震対策基礎調査」

：山形県文化環境部(2002)「山形盆地断層帯被害想定調査」

３　想定被害の概要

（１）被害の規模

５つの想定地震の中では、設定した地震規模が最も大きく、人口が集積している村山地域で発生する山形盆地断層帯地震の場合が、もっとも被害が大きくなる。

３つの発生ケースの中では、冬季夕方の場合は、屋根に積雪があるため建物被害が大きくなるとともに、火気器具の使用が多いので出火が多くなる傾向がある。冬季早朝の場合は、夕方の場合に比較し、火災は減少するが、家屋にいる人の割合が多いので死傷者が増加する傾向にある。一方、夏季昼間の場合は、他の場合に比較し、建物被害、地震火災、死傷者ともに減少する傾向にある。

冬季早朝における想定被害の状況（県全域）

想定項目＼想定地震	庄内平野東縁断層帯地震	新庄盆地断層帯地震	山形盆地断層帯地震	長井盆地西縁断層帯地震	山形県西方沖地震
震度	３～７	３～６強	４～７	３～７	４～６弱
建物全壊	10,781 棟	1,295 棟	34,792 棟	22,475 棟	487 棟
建物半壊	23,618 棟	5,342 棟	54,397 棟	50,926 棟	2,583 棟
建物焼失	63 棟	16 棟	297 棟	82 棟	9 棟
死者	915 人	110 人	2,114 人	1,706 人	44 人
負傷者	9,694 人	2,585 人	21,887 人	16,405 人	1,098 人
避難所生活者(ピーク時)	41,044 人	7,776 人	94,688 人	78,849 人	3,420 人
上水道断水世帯	169,434	23,574	202,444	327,131	4,718
都市ガス停止世帯	46,378	3,510	50,082	29,005	4,464
停電世帯	20,816	30,127	114,823	43,750	19,191
電話不通世帯	13,156	17,391	98,042	25,709	11,758

※　山形県西方沖地震の被害には、津波による被害は含まない。

（２）被害の範囲

庄内平野東縁断層帯地震	庄内地域の広い範囲及び最上地域の一部において被害が発生する。
新庄盆地断層帯地震	最上地域とともに、庄内地域の広い範囲及び村山地域の北部にも被害が発生する。
山形盆地断層帯地震	村山地域の広い範囲と置賜地域の都市部に被害が多く発生し、最上地域、庄内地域を含め、全県的に被害が発生する。
長井盆地西縁断層帯地震	置賜地域及び村山地域の全域と庄内地域の一部において被害が発生する。
山形県西方沖地震	被害は庄内地域にとどまる。

（３）本町における被害の規模

想定被害の状況（舟形町）

庄内平野東縁断層帯地震			被害想定		
			冬の夕方	冬の早朝	夏の昼間
震度			最大で震度６弱		
建物被害		全壊計（棟、％）		2（0.1）	1（0.0）
		半壊計（棟）		54	27
ライフライン被害	上水道の断水世帯：地震直後（世帯、％）			1,397（80.9）	
	上水道の断水世帯：一日後（世帯、％）			869（50.3）	
	ＬＰガス全半壊率：冬期（％）			2.6	
	ＬＰガス要点検供給世帯（世帯）			43	
	下水道被害率（％）			2.88	
	下水道排水困難人口（人）			75	
	停電世帯（世帯、％）			0（0.0）	
	電話不通世帯（世帯、％）			0（0.0）	
人的被害		死者（人）	0	1	0
		負傷者（人）	0	46	0
		避難者：昼間（人、％）		111（1.6）	
		避難者：夜間（人、％）		171（2.4）	

長井盆地西縁断層帯地震			被害想定		
			冬の夕方	冬の早朝	夏の昼間
震度			最大で震度６弱		
建物被害		全壊計（棟、％）		0（0.0）	0（0.0）
		半壊計（棟）		16	15
ライフライン被害	上水道の断水世帯：地震直後（世帯、％）			1,290（74.7）	
	上水道の断水世帯：一日後（世帯、％）			756（43.8）	
	ＬＰガス全半壊率：冬期（％）			0.8	
	ＬＰガス要点検供給世帯（世帯）			12	
	下水道被害率（％）			2.60	
	下水道排水困難人口（人）			67	
	停電世帯（世帯、％）			0（0.0）	
	電話不通世帯（世帯、％）			0（0.0）	
人的被害		死者（人）	0	0	0
		負傷者（人）	0	0	0
		避難者：昼間（人、％）		87（1.2）	
		避難者：夜間（人、％）		122（1.7）	

新庄盆地断層帯地震			被害想定		
			冬の夕方	冬の早朝	夏の昼間
震度			最大で震度６強		
建物被害		全壊計（棟、％）	70（3.5）	70（3.5）	47（2.3）
		半壊計（棟、％）	179（－）	179（－）	141（－）
ライフライン被害	上水道の断水世帯（世帯、％）			1,734（100.0）	1,734（100.0）
	停電世帯（世帯、％）			530（30.5）	502（28.8）
	電話被害加入者（件、％）			347（17.4）	308（15.4）
地震火災焼失棟（件、％）			2（0.09）	1（0.04）	0（0.00）
建物倒壊及び火災等による人的被害		死亡者数（人、％）	6（0.09）	6（0.08）	3（0.04）
		重傷者数（人、％）	22（－）	22（－）	14（－）
		負傷者計（人、％）	153（2.2）	131（2.2）	97（1.4）
		り災者（人、％）	879（11.3）	876（11.2）	660（8.5）
		避難所生活者（人、％）	373（4.8）	370（4.7）	272（3.5）

山形盆地断層帯地震			被害想定		
			冬の夕方	冬の早朝	夏の昼間
震度			最大で震度７		
建物被害		全壊計（棟、％）		151（7.6）	106（5.3）
		半壊計（棟、％）		262（13.1）	218（11.0）
地震火災		出火件数（件）	3	1	0
		焼失棟数（棟）	3	1	0
		焼失率（％）	0.15	0.07	0.01
ライフライン被害	上水道（送水管）被害箇所数（箇所）				149
	上水道（配水管）被害箇所数（箇所）				741
	上水道の断水世帯（％）			100.0	100.0
	下水道排水困難世帯率（％）				―
	下水道排水困難世帯数（世帯）				―
	停電世帯（世帯、％）			615（35.4）	570（32.8）
	電話被害加入者（箇所、％）			461（23.1）	398（19.9）
人的被害		死者（人、％）	10（0.15）	13（0.16）	7（0.10）
		負傷者（人、％）	173（1.47）	196（1.60）	125（1.06）
		建物被害り災者（人、％）	1,463（20.86）	1,457（18.67）	1,143（16.29）
		避難所生活者（人、％）	662（9.44）	658（8.43）	501（7.13）

※　山形県西方沖地震の被害は庄内地域にとどまるため除外した。

第５章　防災に関する基本方針（防災ビジョン）

本計画の目的である住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、積極的に災害の拡大防止と被害の軽減に努め、郷土の保全と住民福祉の確立を図ることは町に課せられた最も基本的な課題であり、町の総合発展計画にも記されている。

平成７年１月 17 日未明に発生した阪神・淡路大震災は 6,000 人以上の尊い命を奪い、我々の住んでいる社会が自然災害に対し、いかに脆弱であるかを改めて認識させるとともに、初期応急活動体制の重要性についても認識させた。

そして、平成 23 年３月 11 日に発生し未曾有の大災害となった「東日本大震災（東北地方太平洋沖地震：海溝型地震、マグニチュード 9.0)」は、１都９県が救助法の適用を受ける大規模な被害をもたらすとともに、「福島第一原子力発電所事故」によって、被災住民の避難・退避生活の長期化、産業・経済の停滞、風評被害等を発生させている。

また、平成28年４月に発生した熊本地震では、八代市、人吉市、宇土市、大津町、益城町の自治体庁舎が被災し、庁舎損壊等のため庁舎外への機能移転を余儀なくされ、発災後の対応に多大な影響を及ぼした。

平成30年９月の北海道胆振東部地震は、厚真町で震度７、安平町・むかわ町で震度６強を観測し、人的、建物被害とともにほぼ北海道全体に及ぶ大規模停電が発生した。

さらに、令和元年６月18日に山形県沖を震源とする地震（マグニチュード6.7）が発生し、観測史上初めて山形県内で震度6弱の揺れを記録し、負傷者、家屋半壊等のほか鶴岡市にて液状化現象による被害が発生した。

近年の風水害等災害においては、平成26年８月の広島土砂災害をはじめ、平成27年９月の関東・東北豪雨、平成28年８月の台風第10号、平成29年７月の九州北部豪雨、平成30年７月の西日本豪雨、令和元年９月の台風第15号、令和元年10月の台風第19号など頻発した台風による大きな被害が発生している。

国においては、防災基本計画が平成24年９月に修正されるとともに、基本法が平成24年６月に改正され、市町村を支援する国や都道府県の役割を強化するため、被災した市町村に代わって都道府県が情報を収集すること、国や都道府県が要請を待たずに救援物資を供給できるようにすること、さらに、自治体の枠を超える広域的な避難を国や都道府県が調整することなどが盛り込まれた。

平成25年６月の法改正では、自力避難が難しい障がい者や一人暮らし高齢者ら「避難行動要支援者名簿」の作成が市町村に義務付けられ、平成26年11月の改正では大規模地震や大雪等の災害時に道路管理者の権限を強化する改正が、平成27年８月には災害廃棄物対策に係る措置の拡充を図る改正、平成28年５月には大規模災害による放置車両対策を強化する改正等が行われた。

平成30年６月には、被災都道府県からの応援の求めを受けた都道府県が、その区域内の市町村に対して被災市町村への応援を求めることを明確にした改正等が行われた。

また、土砂災害や浸水被害対策の強化のほか、熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策として、地方公共団体への支援の充実、被災者の生活環境の改善、応急的な住まいの確保や生活復興支援、物資輸送の円滑化、広域大規模災害を想定した備え等の対策が盛り込まれた。

令和元年５月には、平成30年７月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難対策として、「自らの命は自らが守る」意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等の周知についての改正等が行われた。

令和２年５月の法改正では、令和元年東日本台風に係る検証を踏まえ、災害リスクとと

るべき行動の理解促進、河川・気象情報の提供の充実、災害廃棄物処理体制の整備等について修正が行われた。

また、長期停電・通信障害への対応強化や被災者への物資支援の充実、避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について盛り込まれた。

令和３年５月では、避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直しすることとなった。

また、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について、市町村に作成の努力義務化がされた。

県においては、東日本大震災、熊本地震や度重なる大規模風水害の課題を踏まえ、県計画を改訂しており、本町においても、国・県の対応を踏まえ、減災に向けた取組を進めていくため、防災計画を改訂するものとする。

さらに、防災計画をより具体化するために、町はもちろんのこと、住民、事業所、団体等が総力をあげて災害対策に取組む必要がある。

こうした状況を踏まえ、防災計画の改訂にあたっては、過去の災害を教訓に、さらなる減災に向けた取組を進めていくため、生活の都市化、高齢化、情報化等の社会構造の変化を踏まえた防災の基本方針（防災ビジョン）を設定することが必要である。

防災の基本方針（防災ビジョン）の設定にあたっては、基本的な課題である「住民の生命・財産の安全確保」に関し、地震による突発的な災害や風水害等の予告型災害に対し、防災体制の確立（特に自主防災体制）及び住民の防災意識の啓発を図り、「災害に強いまちづくり」を一層推進していくことが必要になる。

第１節　計画の基本理念と基本目標

住民の生命と財産を災害から保護し、安全な住民生活を確保するため、防災の基本方針の基本理念と基本目標を次のように設定する。

● 基本理念

安心して住める環境づくり
○　総合的な災害予防対策による被害抑止 ○　迅速な早期応急・復旧活動による被害の軽減（初期活動による被害拡大防止） ○　大規模災害発生後における復旧支援対策

災害の事前対策として、被害の予防を目的とした「災害に強いまちづくり」を推進し、災害対応力を強化することが防災の基本であるが、その実現には長い年月と多くの投資が必要となる。こうした状況下で、ひとたび災害が発生した場合には、その災害の種類によって行う応急・復旧活動が迅速かつ的確に行われることは、被害の軽減につながることから防災体制の整備とともに、災害発生により被害を受けた住民等が、自力で復旧・克服することが困難な状態におかれるため、公共の福祉を擁護する観点から行政による復旧支援対策の確立が必要になる。

これらを踏まえ、舟形町の地域に則した基本目標を設定する。

● 基本目標

○　災害に強いまちづくり ○　災害に強いひとづくり ○　災害に強い体制づくり

第２節　行政の責務と住民・事業所の心がまえ

町と防災関係機関は、緊密な連携のもとに、人命の安全確保を第一として防災施設・設備の整備を促進するとともに、防災体制の充実と住民や事業所の防災意識の高揚を図る。

住民については、「自らの命は自らで守る」との認識のもとで、家庭、地域、職場において各種の災害を念頭におき、近隣と協力してその災害実態に応じた防災対策を自ら講じなければならない。特に大規模な災害においては、現場での初期活動が極めて重要であることから、日常における防災対策に心がけるものとする。

住民一人ひとりの「自助」、家族や地域社会・自主防災組織等の「共助」による取組の強化と、行政による「公助」を適切に機能させることにより、地域の防災力を高め、「安心して住める環境づくり」を推進する。

第３節　防災施策の大綱

基本目標を達成するために防災施策の大綱を以下に示す。

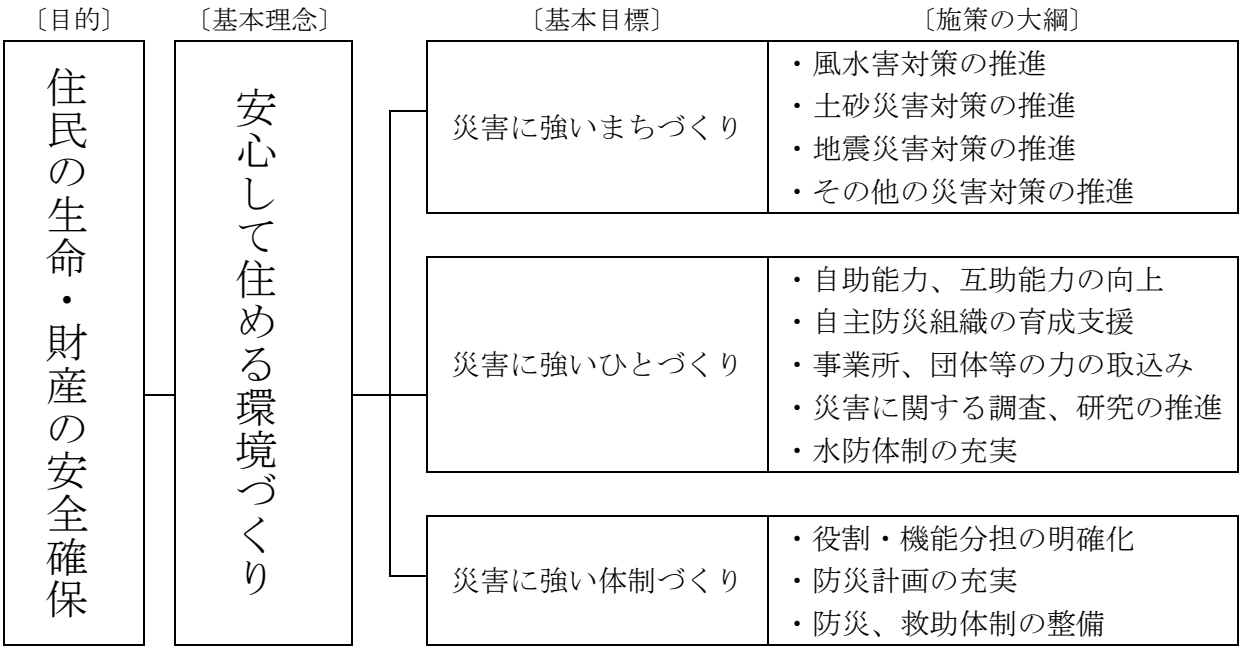

１　災害に強いまちづくり

（１）風水害対策の推進

近年、異常気象とあいまって、全国各地で、集中豪雨や台風による風水害が多発しており、ハード、ソフト一体となった総合的な取組により、災害危険箇所での安全を確保する必要がある。

本町は、気候的・地理的な条件から、集中豪雨等による河川の氾濫などの風水害が発生しやすいため、今後も、河川、農業用水路施設やため池等の改修、下水道、排水路、排水施設の治水施設の整備、水防体制、避難体制の強化を図るほか、浸水区域等の危険箇所の把握と解消に努める。

さらに、浸水想定区域内の高齢者等利用施設等においては、避難確保計画・浸水防止計画の作成や自衛水防組織の設置に取組むとともに、町からの洪水予報等の直接伝達により、自主的な判断による速やかな避難行動の促進を図る。

（２）土砂災害対策の推進

本町は、土砂災害の危険性が高いとされている地すべり危険箇所及び地すべり地形、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流が、最上川、最上小国川及びその支流に多くみられ、県により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定がされている。このため、ハード面での土砂災害対策の推進とともに、危険箇所の把握、土砂災害警戒情報等の伝達、令和元年６月から運用が開始された５段階の警戒レベルによる避難情報・防災気象情報を含め、高齢者等避難、避難指示等の判断基準の的確な運用を図っていくとともに、地域住民の主体的な避難行動を一層促進していくため、避難体制の整備や防災体勢の整備などソフト対策の推進を図る。

さらに、冬期間の積雪やなだれ等の危険性に対し、町及び関係機関は、高齢者世帯等への支援を含めた除雪体制の強化やなだれ防止対策に努める。

（３）地震災害対策の推進

本町においては、地震による被害は過去の記録では確認できないが、県内及び県外等の近隣地域では海洋性又は内陸直下型地震が多発している。このため、今後とも地震に

よる被害について十分な注意を払う必要がある。

本町に大きな影響を及ぼすと思われる、新庄盆地断層帯地震（最大震度６強）や山形盆地断層帯地震（最大震度７）などの地震による被害を最小限に抑えるため、町建築物耐震改修促進計画等と連携のうえ、耐震化の促進を図っていく。

地震被害の軽減のための対策として、町は地域の住宅等建築物の耐震化・不燃化の推進、避難体制の整備、負傷者の搬送体制の整備、ヘリポート等の整備、情報通信基盤の整備、水道・電気・電話をはじめとしたライフラインの災害対策事業の推進など、社会基盤整備を図る。

また、住民及び事業所等は、家屋の耐震化、屋内家具等の転倒防止、自動消火装置付き器具の使用、看板等の転倒・落下防止など、建物の耐震化、防火対策に努める。

さらに、東日本大震災のような広域的な大規模地震災害に際しては、本町への被災者の受入体制など、広域的な応援体制の整備を図っていく。

（４）その他の災害対策の推進

本町におけるその他の災害は、気候的、地形的、社会的条件から、林野火災、雪害、危険物等災害、竜巻・突風、鉄道事故、航空機事故、原子力事故、火山災害などがあげられる。特に、本県に隣接する福島県、宮城県、新潟県には、それぞれ原子力発電所が位置しており、本町に対する影響を考慮する必要がある。これらの災害については、上記の災害対策と併せて各施設管理者による安全管理体制の強化、応急資機材の整備、避難体制の整備、情報通信体制の整備、風評被害対策等の推進を図る。

２　災害に強い人づくり

（１）自助能力、互助能力の向上

大規模な災害が発生した場合、「公助」による応急活動だけでは、大災害発生時に住民の「いのち」を確実に守ることは困難であることから、「公助」のみならず、住民、事業所、団体などの様々な主体による「自助」・「共助」の取組を推進していく。

このため、町では地域及び事業所等を通じ、住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災教育・訓練により災害時の個人の防災活動力の向上を図る。さらには、平常時の福祉ボランティア活動等を活性化し、災害時の防災活動力の向上につなげる。

（２）自主防災組織の育成支援

近年の生活様式の変化に伴って、住民相互のふれあいが従来よりも希薄化傾向にあることと、全国的な人口の高齢化による要配慮者が増加していることから、防災活動における自主防災組織の比重がますます大きくなっている。

大規模な災害から自分や家族の命を守るためには、様々な災害発生に備え、平常時から十分な対策を講じておく必要があるが、ひとたび大災害が発生すると、被害の拡大を防ぐには、個人や家族の力だけでは限界があり、危険や困難を伴う場合もある。

特に災害発生初期には、公的な支援が届くのにも時間がかかるため、このような場合には、毎日顔を合わせている隣近所の人たちが互いに協力し合いながら、防災活動を組織的に取組むことが大切である。

このため、町は住民の防災意識の向上を図り、地域単位及び施設単位での自主防災組織の育成、支援を図る。

また、住民向けの広報などにより、平常時からの防災対策（行動）の大切さを広く啓発していく。

（３）事業所、団体等の力の取込み

指定地方公共機関や事業所との防災協定の締結促進により、自動実行的な防災活動が展開されるよう誘導し、それが地域の防災力の強化につながるように努めることが必要にな

っている。

事業所や産業団体については業務継続計画（ＢＣＰ）の樹立により、早期事業再開を進める備えを普及していくとともに、復旧時における雇用の安定等広く地域に役立つ取組を促進する必要がある。

また、町の応急初動対応、ライフライン復旧、がれき処理等の協力体制の強化を進めるとともに、平常時からの協議により災害時の応急対策等の手順を明確化していく。

（４）災害に関する調査・研究の推進

町は、国、県、その他の関係機関より防災に関する情報を収集し、科学的・総合的な調査・研究を行い、住民等に一般公開するとともに、防災施策に有効に反映させる。また、専門家との交流を図り、高度で最新の情報収集に努める。

（５）水防体制の充実

全国各地で豪雨災害が多発する一方、消防団（水防団）員の減少等による地域の水防力の低下が見込まれる中、消防団（水防団）等の水防活動に協力する体制を強化する必要がある。消防団（水防団）等の水防活動に協力する「水防協力団体」の指定対象については、平成 25 年６月の水防法の改正により、営利法人を含む民間法人や、法人格を有しない町内会等も対象となることから、水防協力団体となった企業からの重機の提供や、町内会、自主防災組織等が水防演習や水防の普及啓発活動に取組む等の支援協力が期待されるため、「水防協力団体」の指定を促進するものとする。

３　災害に強い体制づくり

（１）役割・機能分担の明確化

町をはじめとする防災関係機関及び住民・事業所のそれぞれが、「初動体制マニュアル」の作成など、災害時に「いつ、だれが、なにを、どうするのか」といった役割・機能分担を明確にし、迅速かつ的確に防災活動が行えるようにする。

また、ハザードマップ、防災マップ、防災ガイドブック等の整備並びに周知・活用による、危険区域の認知等の手法を取り入れながら、地域住民による防災行動を支援していく。

さらに、ライフラインや医療体制の確保などの防災基盤の充実、広域による合同防災訓練の実施、県・他市町村間の相互応援協力体制の整備を図る。

（２）防災計画の充実

町は、各種災害に対応するため、危険箇所の把握、初動体制の確立、広域応援体制、ボランティアの受入体制、復旧・復興時における支援対策などを防災計画において定め、総合的な危機管理体制の確立を図る。

（３）防災・救助体制の整備

①　消防施設等防災活動拠点施設、避難施設、医療施設などの耐久化、耐震化、食料・水・生活必需品・救助資機材・医薬品等の備蓄、多様な消防水利の確保、耐震性貯水槽の設置など、緊急時の防災活動のための施設・設備の整備を図る。

②　防災行政無線をはじめとする通信機能の向上、多重化並びに情報収集伝達体制の充実に努める。通信各社による緊急速報メール（エリアメール）の「災害・避難情報」の提供体制を充実していくとともに、国・県をはじめとする関係機関との間においても災害に関する情報の迅速な収集及び伝達に向けて、情報受伝達体制の高度化を進めていく。

③　要配慮者に配慮した防災・救助体制の整備を推進する。一人暮らし高齢者や障がい者等の要配慮者の避難支援を円滑に行うため、要配慮者の状況等を登載した要配慮者台帳を整備・活用するとともに、地域での支援体制の強化を推進する。

第６章　町及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務大綱

第１節　町及び各機関等の責務

町及び防災関係機関が担うべき責務は次のとおりである。

１　舟形町

町は、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責任者として、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び近隣市町村の協力を得て防災活動を実施する。

２　山形県

県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が舟形町の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく、町において処理することが困難と認められるとき、又は防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。また、町及び指定地方公共機関の防災活動を援助するとともにその調整を行う。

３　指定地方行政機関

指定地方行政機関は、町及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、町及び県の活動が円滑に行われるように協力する。

４　自衛隊

自衛隊は、自衛隊法第 83 条の規定により県知事の要請を受け、災害派遣を実施する。ただし、災害に際し、特に緊急を要し県知事の要請を待ついとまがない場合は、要請をまつことなく災害派遣を実施する。

５　指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性・公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、町及び県の活動が円滑に行われるよう業務に協力する。

６　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、町、県その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

７　住民及び事業所

住民及び事業所は日頃から災害に備え、町、県その他防災関係機関の実施する防災活動に参加・協力するとともに、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識のもとに積極的に自主防災活動を行うものとする。

第２節　各機関の事務又は業務大綱

町及び町の地域に関する防災関係機関は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて町の地域に係る防災に寄与すべきものとし、それぞれが災害に対して処理すべき事務又は業務の大綱はおおむね次のとおりとする。

１　舟形町

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
舟形町	1　町防災会議に関すること。 2　管内における公共的団体及び住民の自主防災組織の育成指導に関すること。 3　災害及び防災に関する科学的研究とその成果の実現に関すること。 4　防災に係る気象、地象及び水象の観測、予報その他の業務に関する施設、設備及び組織の整備、並びに災害の予報及び警報伝達の改善に関すること。 5　防災意識の高揚及び災害安全運動に関すること。 6　防災に係る教育及び訓練に関すること。 7　通信施設及び組織整備に関すること。 8　水防、消防、救助その他の災害応急に関する施設及び組織の整備並びに物資及び資機材の備蓄に関すること。 9　治山治水その他町の地域の保全に関す	1　対策本部の設置及び運営に関すること。 2　指定地方行政機関の長等及び県知事に対する職員の派遣要請、並びに他の市町村長に対する応援の要求に関すること。 3　県知事の委任を受けて行う、救助法に基づく被災者の救助に関すること。 4　損失及び損害補償並びに公的徴収金の減免等に関すること。 5　災害情報の収集に関すること。 6　災害広報に関すること。 7　災害予警報等の情報伝達、並びに避難の指示及び警戒区域設定に関すること。 8　被災者の救助に関すること。 9　消防活動及び浸水対策活動に関すること。 10　緊急輸送の確保に関すること。 11　ライフラインの確保に関すること。	1　被災者のための相談に関すること。 2　見舞金等の支給等に関すること。 3　雇用の安定に関すること。 4　住宅対策に関すること。 5　租税の特例措置に関すること。 6　農林漁業者及び中小企業等に対する金融対策に関すること。 7　公共施設等の災害復旧に関すること。

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
	ること。 10　建物の不燃堅ろう化その他都市の防災構造上の改善、災害危険区域の指定及び対策に関すること。 11　災害発生の防ぎょ又は拡大防止のための措置に関すること。	12　公共土木施設、農地・農業用施設及び林地・林業用施設等に対する応急措置に関すること。 13　農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること。 14　食料その他の生活必需品の需給計画に関すること。 15　災害時の清掃、防疫その他保健衛生の応急措置に関すること。 16　被災園児・児童生徒等に対する応急の教育に関すること。 17　被災要配慮者に対する相談及び援護に関すること。	
町消防団	1　水防、消防、救助その他災害応急措置に関する組織の整備に関すること。 2　防災に係わる教育及び訓練に関すること。	1　消防・水防その他の応急措置に関すること。 2　被災者の救難・救助その他保護に関すること。	

2　広域行政事務組合

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
最上広域市町村圏事務組合 消防本部	1　水防、消防、救助その他災害応急措置に関する施設及び組織の整備、並びに物資及び資機材の備蓄に関すること。 2　防災に係る教育及	1　消防・水防その他の応急措置に関すること。 2　被災者の救難・救助その他保護に関すること。	

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
	び訓練に関すること。		
最上広域市町村圏事務組合 エコプラザもがみ リサイクルプラザもがみ		1　ごみ処理・し尿処理の応急措置に関すること。	

3　山形県　（県計画震災対策編P. 35より引用）

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
山形県	1　山形県防災会議に関すること。 2　防災関係機関相互の総合調整に関すること。 3　災害及び防災に関する科学的研究とその成果の実現に関すること。 4　防災に係る気象、地象及び水象の観測、予報、情報その地の業務に関する施設、設備及び組織の整備、並びに災害の予報及び警報の改善に関すること。 5　防災思想の普及及び災害安全運動に関すること。 6　防災に係る教育及び訓練に関すること。 7　通信施設及び組織整備に関すること。 8　水防、消防、救助その他の災害応急に関する施設及び組織の	1　県災害対策本部の設置及び運営に関すること。 2　防災関係機関相互の総合調整に関すること。 3　市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること。 4　自衛隊の災害派遣要請に関すること。 5　指定行政機関に対する職員の派遣要請に関すること。 6　建設機械及び技術者の現況把握、並びにその緊急使用又は従事命令に関すること。 7　損失及び損害補償並びに公的徴収金の減免等に関すること。 8　応急措置のための財産又は物品貸付けに関すること。 9　市町村の実施する	1　被災者のための相談に関すること。 2　見舞金等の支給等に関すること。 3　雇用の安定に関すること。 4　生活関連物資の需給・価格状況の調査等に関すること。 5　住宅対策に関すること。 6　租税の特例措置に関すること。 7　農林漁業者及び中小企業等に対する金融対策に関すること。 8　公共施設等の災害復旧に関すること。

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
	整備並びに物資及び資機材の備蓄に関すること。 9　治山治水その他県土の保全に関すること。 10　建物の不燃堅ろう化その他都市の防災構造上の改善、災害危険区域の指定及び対策に関すること。 11　災害発生の防ぎょ又は拡大防止のための措置に関すること。 12　在宅の要配慮者対策に関すること。	消防活動及び浸水対策活動に対する指示、援助に関すること。 10　救助法に基づく被災者の救助に関すること。 11　災害予警報等の情報伝達並びに災害情報の収集伝達に関すること。 12　災害広報に関すること。 13　緊急輸送の確保に関すること。 14　ライフラインの確保に関すること。 15　公共土木施設、農地・農業用施設及び林地・林業用施設等に対する応急措置に関すること。 16　農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること。 17　食料その他の生活必需品の需給調整に関すること。 18　災害時の防疫その他保健衛生の応急措置に関すること。 19　被災園児・児童生徒等に対する応急の教育に関すること。 20　被災要配慮者に対する相談及び援護に関すること。 21　その他市町村の応	

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
		急措置の実施又は応援の指示及び代行に関すること。	
山形県警察（新庄警察署）	1　災害警備用の装備資機材及び地震対策用の交通安全施設の整備充実に関すること。 2　災害警備の教養訓練に関すること。 3　防災広報に関すること。	1　災害情報及び交通情報の収集に関すること。 2　被災者の救助及び避難誘導に関すること。 3　交通規制、緊急通行車両の確認及び緊急輸送路の確保に関すること。 4　行方不明者の調査及び死体の検視に関すること。 5　犯罪の予防・取締り、混乱の防止その他秩序の維持に関すること。	

4　指定地方行政機関

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
東北農政局（山形県拠点）	1　農地防災事業及び地すべり対策事業の実施に関すること。 2　防災教育、総合訓練及び農家に対する防災思想の普及並びに防災営農体制の確立指導に関すること。	1　災害情報の収集、種もみの備蓄及び供給、病害虫の防除、家畜の伝染病予防及び飼料の確保、土地改良機械の現況把握及び緊急使用措置、技術者の動員措置に関すること。 2　災害時における応急食料の調達･供給に関する情報収集･連絡に関すること。	1　農地及び農業用施設並びにこれらの関連施設の災害復旧、直轄代行災害復旧事業、鉱害復旧事業、災害金融に関すること。
東北森林管理局山形森林管理署	1　治山事業及び地すべり対策事業の実施に関すること。	1　災害情報の収集、災害復旧用材の供給に関すること。	1　林地、林道及び林業設置の災害復旧に関すること。

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
（最上支署）	2　防災教育及び防災訓練の実施並びに林野火災の防止に関すること。		
仙台管区気象台 （山形地方気象台）	1　防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。 2　地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 3　気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。	1　気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表に関すること。 2　気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。	1　気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説等に関すること。
東北地方整備局 （新庄河川事務所） （山形河川国道事務所新庄国道維持出張所） （緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）・リエゾン））	1　防災上必要な教育及び訓練の実施並びに一般住民の防災意識高揚、防災知識に関すること。 2　通信施設、観測施設、防災用機械、資機材の整備に関すること。 3　災害危険箇所における河川、道路施設等の防災事業推進に関すること。 4　重要水防区域、道路通行規制区間における必要な措置の指導に関すること。 5　官庁施設の災害予防措置に関すること。 6　雪害予防施設及び除雪体制の整備に関すること。	1　災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等に関すること。 2　水防活動及び避難誘導等に関すること。 3　建設機械及び技術者の現況把握に関すること。 4　緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）による災害対策用機械（排水ポンプ車・照明車など）の派遣要請や復旧資材の貸与に関すること。 5　災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事等の実施に関すること。 6　緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関する	1　二次災害の防止及び迅速な復旧に関すること。

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
		こと。	

5　自衛隊

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
自衛隊 （陸上自衛隊第６師団）	1　防災関係資料の基礎調査、関係機関との連絡調整、災害派遣計画の作成、防災訓練、防災関係資器材等の整備点検に関すること。	1　災害派遣初動の準備体制強化及び関係機関への連絡員の派遣、情報収集等並びに災害関係予報及び警報の伝達に対する協力、関係機関からの要請若しくは緊急事態に伴う部隊等の派遣に関すること。 2　被害状況の把握、避難の援助、避難者等の捜索救助、水防活動、消防活動、道路又は水路啓開に関すること。 3　診察、防疫の支援に関すること。 4　人員及び物資の緊急輸送、炊飯及び給水の支援、救援物資の無償貸付又は譲与、交通規制の支援に関すること。 5　危険物の保安及び除去、その他臨機の必要に対し自衛隊の能力で対処可能な措置に関すること。	1　自衛隊法第100条に基づく土木工事等の受託に関すること。

6　指定公共機関

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
東日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道（山形支店）	1　線路及び建設物の警備、保存及び管理に関すること。 2　鉄道林の新設、改	1　送電設備、電車線及び変電設備の防護等、列車運転用電力の確保に関すること。	1　線路等鉄道施設の災害復旧に関すること。

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
日本貨物鉄道株式会社（山形オフレールステーション）	良、保存及び管理に関すること。	2　列車運転用信号通信施設及び信号保安機器の防護に関すること。 3　気象情報の伝達及び災害対策本部の設置等応急体制の確立に関すること。 4　災害時における救助物資及び人員の輸送確保に関すること。	
東日本電信電話株式会社（山形支店）	1　高度情報網の確立と既設設備の整備による通信設備の安定化並びに防災に関すること。	1　大津波警報・津波警報の伝達に関すること。 2　災害時における通信の確保、利用調整及び料金の減免に関すること。	1　避難指示等により実際に電話サービスを受けられない契約者の基本料金の減免等料金の特例に関すること。 2　電気通信施設の災害復旧に関すること。
株式会社ＮＴＴドコモ東北支社	1　移動通信網の確立と既設設備の整備による通信設備の安定化並びに防災に関すること。	1　災害時における移動通信の確保に関すること。	1　移動通信設備の災害復旧に関すること。
ＫＤＤＩ株式会社	1　移動通信網の確立と既設設備の整備による通信設備の安定化並びに防災に関すること。	1　災害時における移動通信の確保に関すること。	1　移動通信設備の災害復旧に関すること。
ソフトバンク株式会社	1　移動通信網の確立と既設設備の整備による通信設備の安定化並びに防災に関すること。	1　災害時における移動通信の確保に関すること。	1　移動通信設備の災害復旧に関すること。
楽天モバイル株式会社	1　移動通信網の確立と既設設備の整備による通信設備の安定化並びに防災に関すること。	1　災害時における移動通信の確保に関すること。	1　移動通信設備の災害復旧に関すること。
日本赤十字社（山形県支部）		1　災害時における傷病者の医療救護に関すること。 2　被災者に対する救援物資の配分に関すること。 3　こころのケアに関すること 4　赤十字ボランティ	

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
		アの活動の指導に関すること。 5　義援金の募集受付に関すること。	
日本放送協会（山形放送局）	1　災害予防の放送に関すること。	1　気象予報、注意報、警報、特別警報及び災害情報等の放送に関すること。 2　救援奉仕活動及び奉仕団体等の活動に対する協力に関すること。	1　放送施設の災害復旧に関すること。
日本通運株式会社（山形支店） ヤマト運輸株式会社（山形主管支店）		1　物資等の各種輸送計画の策定及び実施に関すること。 2　緊急及び代行輸送体制の確立及び貨物の損害防止に関すること。	
東北電力株式会社（最上村山営業所）			1　お客さまの電気料金の支払い期限の延伸等、料金の特例に関すること。
東北電力株式会社（山形支店企画管理部門（総務広報））・東北電力ネットワーク株式会社(新庄電力センター)	1　発電、変電、送電及び配電施設並びに設備の新設、改良及び維持に関すること。	1　災害時における電力供給の確保及び調整に関すること。	1　電力設備の災害復旧に関すること。
日本郵便株式会社（新庄郵便局）	1　災害発生時の郵政事務の運営確保体制整備に関すること。		1　災害時における日本郵便株式会社の業務運営の確保に関すること。 2　救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること。

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
			3　株式会社ゆうちょ銀行の非常扱い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱について、各社から要請があった場合の取扱いに関すること。

7　指定地方公共機関

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
山形放送株式会社 株式会社山形テレビ 株式会社テレビユー山形 株式会社さくらんぼテレビジョン 株式会社エフエム山形	1　災害予防の放送に関すること。	1　気象予報、注意報、警報、特別警報及び災害情報等の放送に関すること。 2　救援奉仕活動及び奉仕団体等の活動に対する協力に関すること。	
山交バス株式会社 （新庄営業所） 第一貨物株式会社 （新庄支店）		1　災害時における自動車輸送の確保及び緊急輸送の実施に関すること。	
舟形町土地改良区	1　水門、水路、ため池及び農道、その他農業用施設の整備及び維持管理に関すること。	1　災害時の排水作業、農地及び農業用施設の被災状況調査に関すること。	1　農地及び農業用施設の災害復旧事業に関すること。
一般社団法人山形県医師会 （新庄市最上郡医師会）		1　災害時における医療救護に関すること。	

８　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的協力関係団体、関係業者
・もがみ中央農業協同組合　・山形県農業共済組合　・小国川漁業協同組合 ・もがみ南部商工会　・舟形町社会福祉協議会　・自主防災組織 ・（福）舟和会　・（老健）舟形徳洲苑 ・舟形町土地改良区及び水利組合　・一般運送業者及びその協会 ・舟形町建設業協会及び建築業者　・電気工事業者　・危険物等貯蔵施設管理者及び取扱業者 ・水道工事業者　・その他防災上重要な施設管理者 ・災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者（スーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲食料品メーカー、医薬品メーカー、旅客（貨物）運送事業者、建設業者等）

上記に示す防災上重要な公共的協力関係団体及び関係業者は、それぞれの事務又は業務要綱等に基づき関係機関と協力し、災害応急措置及び災害復旧事業を行うものとし、本計画で定める災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策活動に協力するものとする。

９　住民

食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄や防災訓練への参加に関すること。